

# 業務指示書

## アフリカ地域廃棄物管理情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年8月2日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 横田 容子 Makita.Yoko.2@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年8月7日までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていいます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めることがあります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない、ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行つた者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行つた者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入れの代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：廃棄物管理に係る各種調査

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない。副業務主任者は副業務を上限とする。）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／廃棄物管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：廃棄物管理計画に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

#### 4) 業務主任者等としての経験

- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 組織制度・財務分析】

- 1) 類似業務の経験：組織制度・財務分析に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

#### 【業務従事者：担当分野 収集・運搬体制分析】

- 1) 類似業務の経験：収集・運搬体制分析に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

### 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

#### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

#### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年8月14日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

#### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参考すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。  
( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。  
なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）  
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）  
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの  
(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの  
(5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KES1 = 1.0997 円 , US\$1 = 112.185 円 , EUR1 = 127.43 円)

## 第8 プrezentation

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、  
( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。  
( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。  
2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー・オーディオ機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

- 総括／廃棄物管理計画
- 組織制度・財務分析
- 収集・運搬体制分析

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.47 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年8月30日(水)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式》調達ガイドライン コンサルタント等の調達》コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約) :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表  
アフリカ地域廃棄物管理情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／廃棄物管理計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制（今回は評価の対象としません）	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力：組織制度・財務分析	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：収集・運搬体制分析	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

アフリカにおける廃棄物管理セクターは、急激な都市化に伴う廃棄物問題の深刻化により、投入拡大の必要性が顕著になりつつある。2015年9月に国連総会で採択された持続可能な開発目標（SDGs）では、廃棄物管理セクターに関連するターゲット及び指標は2つ設定され、今後ターゲットの進捗は、グローバル指標を使ってフォローアップ・レビューされつつ、国や地域レベルの指標に補完されることになっている。そのため、アフリカ各国においても国家開発計画・戦略と整合性を取りつつ、SDGsへの取り組み方針及び推進体制が構築されていくことが求められている。

上記のような背景の中、環境省及びJICAは、2016年に開催されたTICAD VI 廃棄物セミナーで確認されたナレッジ共有とネットワーキングの意義に鑑み、2017年4月に「アフリカのきれいな街プラットフォーム」（以下、プラットフォーム）を立ち上げた。それを受け本情報収集・確認調査では、アフリカにおける廃棄物管理向上とSDGs推進を支援するため、関係する国際機関（UNEP（国連環境計画）及びUN-HABITAT（国連人間居住計画））と協力しつつ情報収集・分析を行う。また、廃棄物管理分野の情報収集結果を分析し、今後、JICAが無償資金協力、技術協力プロジェクト及びボランティア事業による支援を行う可能性を検討することを目的とする。

なお、現時点でのプラットフォーム加盟国は、ボツワナ、ブルキナファソ、カメルーン、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ジブチ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ケニア、マダガスカル、マラウイ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、コンゴ、セネガル、南スーダン、スーダン、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエの計24か国であるが、今後も加盟希望国には門戸を開く予定であり、加盟国は増える予定。

### 2. 業務の目的

アフリカにおける廃棄物管理に関するの知見共有及びSDGsモニタリング推進の一環として、アフリカ地域の廃棄物管理に関する現状、組織運営・維持管理体制（特に財務）など廃棄物管理システム（発生、収集・運搬、中間処理・リサイクル、最終処分）に関して基礎情報及び優先課題の特定及び支援ニーズの確認を行う。また、我が国の個別協力案件の形成を念頭に、現地調査対象国における都市レベルでの廃棄物管理システムの実態を調査し、特定された課題に対して、今後の支援の可能性及び支援策の検討を行う。

### 3. 業務対象地域

アフリカ地域

注：コンサルタント団員による現地調査は、UNEP及びUN-HABITATとの連携を密にはかるためケニアを調査拠点とする。その他に案件形成を念頭に置いた現地調査は、エチオピア、コンゴ民主共和国を対象とする。なお来年度プラットフォーム年次会合及び知見共有セミナー開催国、アフリカ住民啓発活動ガイドブック検討ワークショップ開催国は、現在未定であり、後日JICAにて決定する。

### 4. 関係官庁・機関

- (1) 日本国内：環境省、横浜市
- (2) 海外：UNEP、UN-HABITAT

## 5. 業務の範囲

本情報収集・確認調査は、「2. 業務の目的」を達成するため、「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成するものとする。

## 6. 実施方針及び留意事項

### (1) 「廃棄物」の定義

本情報収集・確認調査において対象とする「廃棄物」とは、居住者、商店、事業所、各種公共施設などから排出される全ての固形廃棄物を指すこととし、一般廃棄物・産業廃棄物の区別はしない。

### (2) 現地調査の実施方法

#### 1) コンサルタント団員による現地調査

本情報収集・確認調査では、将来的に無償資金協力及び技術協力プロジェクトによる支援を行う候補となっているエチオピア（アシスアベバ、バハルダール及びハワサ）、コンゴ民主共和国（キンシャサ）に対して、コンサルタント団員による現地調査を行う。なお限定的な日数の中で効率的な調査を実施するため、現地調査前には相手国政府及び自治体には質問票（英文または仏文）を作成し、JICA事務所を通じて事前に送付すること。また、調査開始時のアポイントメント取り付けもJICA事務所が支援する用意があることから、調査工程案を前広にJICA事務所と協議し、調査工程を固めること。

#### 2) 質問票調査及びインタビュー調査

プラットフォーム年次会合及び知見共有セミナー開催の機会を活用し、質問票調査及びインタビュー調査を通じた7. (3)に記載のとおり廃棄物管理に係る基礎情報を収集する。

なお、現在技術協力プロジェクトを実施中のナイジェリア及びモザンビーク、同実施予定のモロッコ、同完了直後のスーダン、基礎調査実施中の南スーダンに関しては、業務実施契約にて事業実施中の専門家チームと本邦にて意見交換及び情報収集も行うこと。

その他にも、JICA横浜が主管する課題別研修「アフリカ諸国における持続可能な廃棄物管理」が、2018年度及び2019年度に英語圏向け1回／年、仏語圏向け1回／年開催される予定となっているところ、必要に応じてその際にもプラットフォーム加盟国を対象としたインタビュー調査を実施すること。

#### 3) 業務の実施プロセス

本情報収集・確認調査は、JICAのみならず環境省や横浜市、国際機関など多様な関係機関と連携して実施する。なお、特に以下の3つの段階においては、JICAからも現地渡航する予定があるところ、開催時期や場所については、前広にJICAに連絡する。

1) キックオフ・ワークショップ：業務計画書に関し、ケニアにてUNEP及びUN-HABITATと協議し、情報収集すべき内容や実施方針を確認する。

2) エチオピア、コンゴ民主共和国現地調査：現地調査開始段階または取り纏め段階に参加し、先方政府関係者と今後の協力の方向性を協議する。

3) アフリカ住民啓発ガイドライン検討ワークショップ及び福岡方式スタディー・ツア－：両機会を通じた情報収集調査の内容及び結果を確認するとともに、参加者と今後の協力の方向性を協議する。

### (3) アフリカのきれいな街プラットフォーム

プラットフォームは、2030年までに、アフリカ諸国がきれいな街と健康な暮らしを実現し、廃棄物に関するSDGsを達成することをミッションとして掲げ、2017年4月に設立された。そのビジョンは、適切な廃棄物管理とSDGs達成の手段と対策を、各国と都市が自ら見つけ実施することを支援する基盤を提供することである。また、3つの目的を掲げており、①廃棄物管理の知見共有と関係者のネットワーキング、②廃棄物に関するSDGsターゲットの達成促進、③廃棄物管理への資金動員の促進である。本情報収集・確認調査の結果は、これらに資することが求められている。

### (4) UNEP及びUN-HABITATとの情報共有

プラットフォーム立ち上げの共催者であるUNEP及びUN-HABITATは、これまでアフリカ地域の廃棄物管理に関する課題やニーズ情報収集・分析を行っている。そのため本情報収集・確認調査では、両機関との密接な連携が期待されており、両機関とも本部はケニア・ナイロビに設置していることから、本情報収集・確認調査の拠点もナイロビとし、調査の進捗報告や情報交換など基本的には渡航のたびに行うこととする。

特に、UNEP及びUN-HABITATは、今後、SDGsターゲット11.6及びターゲット12.5達成に向けた方法論の確立を予定しており、その検討過程で提案及び意見交換、情報収集を行うとともにUNが試行する方法論の実施上の課題も抽出すること。

### (5) 官民分担の確認

アフリカでは、収集・運搬業務や最終処分場運営など廃棄物管理事業の民間委託が進展している。そのため民間収集業者への委託有無や民間収集業者への委託範囲を確認するなど、廃棄物管理における公営と民営の役割分担を確認する必要がある。官民分担のメカニズムを軽視した過度な公営事業に対する支援は、民間収集業者のビジネスを圧迫していく可能性も懸念されるため、慎重に確認する必要がある。

### (6) 無償資金協力の検討に必要な情報の収集

現地調査対象国に対する無償資金協力における収集運搬車両の投入を想定した場合、現在の収集運搬サービスの状況に鑑み、ごみ発生量やごみの流れの実態など現状把握調査結果にもとづいて、未サービス地域へのサービスの展開のために必要な車両数を検討する必要がある。調査対象国のうち、無償資金協力案件の形成が想定される場合は、効率的な収集・運搬や維持管理の観点から市場調査を実施し、将来的に調査対象都市内においてメンテナンスの可能なコンパクタ車またはオープン・トラックの選定を行う。

コンパクタ車やオープン・トラック調達など検討する場合は、民間収集業者への委託有無や民間収集業者への委託範囲を確認する必要がある。廃棄物総発生量に対し収集運搬能力が官民併せてても極めて不足している場合には、無償機材案件候補都市となるが、無償資金協力により機材が調達される場合は、結果として民間収集業者のビジネスを圧迫していく可能性も懸念される。そのため、対象都市当局への無償資金協力により収集運搬車両が調達される場合の民間収集業者との役割分担を確認し、必要に応じて官民分担の調整メカニズム設立などを提言する。

また、現地調査対象国の廃棄物の不法投棄や堆積状況に鑑み、市郊外の最終処分場の修復のための重機（バックホー・ローダーやダンプトラックなど）や、コントロール型最終処分場の建設ニーズや最終処分場の安全閉鎖に関するニーズも確認する。

現地調査対象国以外にも、7.(4)質問票調査や7.(5)インタビュー調査を通じて、無償資金協力有望国が確認された場合は、JICAと協議のうえ、上記のような留意点を踏まえつつ、協力の可能性を検討する。

#### (7) 青年海外協力隊員との連携を通じた住民啓発に関する情報の収集

本情報収集・確認調査では、アフリカ域内で廃棄物管理や環境教育（ブラウン系）分野で活動する青年海外協力隊員との連携を通じた住民啓発や環境教育に係る情報収集を集合型のセミナー形式で行う。ただし、一方的なヒアリング形式の情報収集を行うのではなく、参加型ワークショップ形式とする。

なお実施にあたっては、ボランティアの自主性や主体性、実施中の活動を最大限尊重するよう十分注意するとともに、JICA（地球環境部、青年海外協力隊事務局、在外事務所）と密に連絡・情報共有を行うこと。

### 7. 業務の内容

上記「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

#### (1) 業務計画書の作成

関連資料の解析・検討及びインターネットを活用した机上調査を行い、事業の全体像及びアフリカ地域の廃棄物管理にかかる取組状況を把握する。その上で調査全体の方針、方法及び調査項目を整理し、JICAと協議のうえ調査計画を策定する。

#### (2) 業務計画書の説明・協議

JICAと協力し、ケニアにて UNEP 及び UN-HABITAT とキックオフ・ワークショップを開催し、業務計画書を説明のうえ調査内容を協議・確認する。

#### (3) 廃棄物管理に関する基礎情報

現地調査のみならず、質問票調査やインタビュー調査を通じて、廃棄物の発生量やごみ組成のデータに加えて、廃棄物管理システム（発生、収集・運搬、中間処理・リサイクル、最終処分）などの基本情報について把握する。さらに廃棄物管理事業実施機関の事業実施体制、実施能力、法制度・規則・基準、財政など廃棄物管理事業に係る基本的な情報を調査する。また、廃棄物管理に関する国家戦略や計画、政策を確認し、SDGs ターゲット 11.6 及びターゲット 12.5 達成状況及び実施上の課題も確認する。

なおアフリカ各国では、これら基礎情報の収集は容易ではないと考えられる中で、有効と考えられる調査実施方法（データ収集方法）をプロポーザルの中で提案すること。

#### (4) 質問票調査

プラットフォーム年次会合・知見共有セミナーを活用し、全参加国から質問票（英文及び仮文）を通じた情報収集を行う。質問票に記載する調査項目は、上記 7. (3) 基礎調査項目または知見共有セミナーのテーマ設定に関連した項目とし、事前に JICA、UNEP 及び UN-HABITAT と協議のうえ決定する。

#### (5) インタビュー調査

プラットフォーム年次会合・知見共有セミナーに参加し、質問票に対する回答書で不十分な点を参加者からインタビュー調査を通じた情報収集を行う。現時点では 2018 年度開催国は未定のため、プロポーザル及び見積書作成時には、ケニアへ 2 名 7 日間渡航する想定として計上すること（2019 年度は横浜で開催する TICAD サイドイベントとして年次会合を開催する予定）。

## (6) ローカルコンサルタント調査

上記 7. (4) 及び (5) の中で収集した情報の妥当性を確認するため、または現地調査対象国外で無償資金協力及び技術協力形成の可能性を確認するため、ローカルコンサルタントによる現地再委託調査を行うことも可とする。ローカルコンサルタント調査対象国は追って選定することとし、プロポーザル及び本見積では暫定的に 400 万円 × 10 か国＝計 4,000 万円計上しておくこと。

なお、無償資金協力及び技術協力形成の有望国と考えられる国がある場合は、理由とともにプロポーザルに記載すること。

## (7) ケニア・キアンブ郡スタディー・ツアーワークショップの実施

ケニア・キアンブ郡にて、環境保全型ごみ埋め立て技術である準好気性埋立構造（福岡方式）最終処分場セミナーを開催し、アフリカ地域に適当な福岡方式処分場の協力の有り方について情報収集・分析を行う。スタディー・ツアーパートicipant 国は、ケニア、エチオピア、コンゴ民主共和国に加えて、2018 年度プラットフォーム年次会合・知見共有セミナーにて 7 か国ほど有望国を選定し、合計 10 か国 × 2 名 = 約 20 名を想定。スタディー・ツアーワークショップの実施により、キアンブ郡の都市レベルの廃棄物管理システムの実態や課題・教訓を学ぶ機会も提供する。

なおスタディー・ツアーワークショップの期間は 5 日程度とし、プロポーザルにて内容を提案すること（コンサルタント団員による講義の他、外部有識者の起用や現場視察、実習等を組み込むも可能）。

詳しい内容及び時期は、業務開始後に JICA と協議のうえ決定することとし、スタディー・ツアーパートicipant 国の人選は JICA が行う。なおスタディー・ツアーワークショップ開催経費のうち、本見積にアフリカ各国からの参加者の移動・滞在に関する費用（航空賃、査証代・保険料、日当・宿泊料）を概算で 20 名 × 20 万円 = 計 400 万円も暫定的に計上しておくこと。

## (8) アフリカ住民啓発活動ガイドブック検討ワークショップの開催

アフリカ地域の廃棄物管理や環境教育（ブラウン系）分野で活動する青年海外協力隊員を対象としたワークショップを計 2 回（約 10 名 × 2 回）開催し、廃棄物管理に関する情報収集を行う。特に青年海外協力隊員が取り組んでいる住民啓発や環境教育における基礎情報や課題を収集し、それらに対応した課題解決型のグループワークも同時に実施する。また、収集・分析した情報を基にアフリカ住民啓発活動ガイドブックを作成し、2019 年に横浜で開催される TICAD サイドイベントで発表する。

なおワークショップ実施期間は 3 日前後とし、参加する青年海外協力隊員にとって有意義なワークショップとなるようプロポーザルにて内容を提案すること（コンサルタント団員の他、外部有識者の起用や現場視察等を組み込むことも可能）。

アフリカ住民啓発活動ガイドブックは、青年海外協力隊員のみの活用を想定するものではなく、先方政府関係者（含む教育関係者）やローカル NGO など広く活用できるものを想定する。

詳しいワークショップ内容及び時期は、業務開始後に JICA と協議のうえ決定することとし、青年海外協力隊員の人選は JICA が行う。ワークショップ開催にあたり青年海外協力隊員の移動・滞在に関する予算措置（航空賃、査証代・保険料、日当・宿泊料）は、JICA 事務所・支所が行う。

現時点では 2017 年度及び 2018 年度開催国は未定のため、プロポーザル及び見積書作成時には、ケニアへ 2 名 7 日間渡航する想定とする。

## (9) 本邦招へい

廃棄物管理に係る我が国の技術、制度、運用等について、ケニア、エチオピア、コンゴ民主共和国に加えて、さらにプラットフォーム年次会合・知見共有セミナー参加国7か国の計10か国を対象とすることを想定する。アフリカ政府関係者等への理解を深め、今後の円滑な案件形成に資することを目的として、2018年度に英語圏を対象に1回5日間程度、2019年度に仏語圏を対象に1回5日間程度の本邦招へいを実施する。招へい人数は各回5か国×2名=10人程度を想定する。

コンサルタントは、当該本邦招へいに関し、以下の業務を行うこととする。なお、被招へい者に係る航空券手配、国内移動・宿舎手配、空港送迎等の受入業務、及び被招へい者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、JICAが行うものとする。詳細は「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月版）」[（https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html）](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html)を参照すること。

### 1) 被招へい者の人選への支援

被招へい者の人選はJICAと先方政府関係者との協議で決定するが、コンサルタントは、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。

### 2) 招へいカリキュラムの作成

招へい実施4か月前を目途に、招へいカリキュラムや日程／行程の詳細（案）を作成し、JICAの基本的な了解を得る。

### 3) 面談者・見学先等の手配

JICAの了解を得た招へいカリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

### 4) 招へいに係る関連資料の作成

招へいカリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を英文または仏文で作成する。

### 5) 招へいカリキュラムの実施

招へいカリキュラムや日程／行程（案）に基づき、招へいを実施する。原則として、招へいの全行程において、コンサルタント1名が同行するものとする。

### 6) 招へい実施報告書の作成

招へいの実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、JICAに提出する。

## (10) アフリカ廃棄物管理アウトロック2019の作成

上記基礎調査の結果及びJICAがアフリカ地域で実施する技術協力プロジェクト（廃棄物管理分野）の成果をアフリカ廃棄物管理アウトロック2019として取りまとめ、2019年に横浜で開催されるTICADサイドイベントで発表する。なお同アウトロックは、UNEP及びUN-HABITAT、環境省と連携して作成することとし、作成計画や作成方法等は関係機関と協議して進めること。

各国の基礎情報の比較表示等は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課が作成している市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール等を参考にしつつ、アフリカ地域の特性にあつた構成とする。参考となる類似成果品としては、アジア水環境パートナーシップ（WEPA）が作成した『アジア水環境管理アウトロック2015』

([http://wepa-db.net/pdf/2015outlook/WEPA\\_Outlook2015\\_japanese.pdf](http://wepa-db.net/pdf/2015outlook/WEPA_Outlook2015_japanese.pdf)) も参照すること。

#### (11) アフリカ廃棄物管理基礎知識理解向上パンフレットの作成

アフリカ地域では、未だに廃棄物管理担当行政官であっても廃棄物管理に関する理解が浸透していないため、廃棄物管理システムやそれに必要な制度・予算など一般的な事項を取り纏めたパンフレットを作成する。なお同パンフレットは、UNEP 及び UN-HABITAT、環境省と連携して作成することとし、作成計画や作成方法等は関係機関と協議して進めること。

パンフレットにて記載するべきと想定される内容や、特に強調するべきと想定される内容などアウトライン（案）をプロポーザルにて提案すること。

#### (12) アフリカのきれいな街プラットフォームパンフレットの作成

2019年春に開催を予定しているプラットフォーム年次会合に向けて、対外広報用のパンフレットを作成する。参考となる類似成果品としては、アジア水環境パートナーシップ(WEPA)が作成した『アジア水環境パートナーシップパンフレット』([http://wepa-db.net/3rd/jp/publication/brochure/WEPA\\_brochure\\_j\\_A3.pdf](http://wepa-db.net/3rd/jp/publication/brochure/WEPA_brochure_j_A3.pdf))を参照すること。

#### (13) 情報収集・確認調査報告書（案）の作成

上記基礎調査の結果を報告書（案）として取りまとめ、その内容についてJICAと協議する。

#### (14) 情報収集・分析結果の普及・活用促進・広報

本調査を通じて得られた知見の共有のため、SNS (<https://www.facebook.com/ACCP2017>)、ウェブサイト（今後JICAにて開設予定）やマスメディアを通じ、アフリカ廃棄物管理のデータや調査結果を広く紹介する。

#### (15) 中小企業海外展開支援

JICAホームページ「民間企業の製品・技術の活用が期待される現地情報（廃棄物処理）」([https://www.jica.go.jp/sme\\_support/reference/waste\\_treatment.html](https://www.jica.go.jp/sme_support/reference/waste_treatment.html))を参考にしつつ、現地調査の結果、我が国の民間企業の製品・技術の活用が期待される現地情報を抽出した場合には、現地詳細情報シートを作成・提出する。

### 8. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち（4）を最終成果品とし、その提出期限は2019年12月とする。なお、以下に示す部数の他に、国内や現地での会議等に必要な部数は別途用意すること。

レポート名	提出時期	部 数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結日から起算して 10営業日以内	和文：1部 英文：1部 仏文：1部
アフリカのきれいな街プラットフォームパンフレット (カラー印刷冊子 A4 版 4 頁想定)	2018年4月	和文：50部 英文：50部 仏文：50部
アフリカ廃棄物管理基礎知識理解 向上パンフレット (カラー印刷冊子 A4 版 10 頁想定)	2018年4月	和文：50部 英文：50部 仏文：50部
中間報告書 (住民啓発活動ガイドブック（案） 及びアフリカ廃棄物管理アウトトルック 2019（案）を添付）	2018年10月	和文：1部 英文：1部 仏文：1部
アフリカ住民啓発活動ガイドブック	2019年4月	和文：50部 英文：50部 仏文：50部
アフリカ廃棄物管理アウトトルック 2019 (カラー印刷冊子 A4 版 100 頁想定)	2019年4月	和文：50部 英文：50部 仏文：50部
情報収集・確認調査報告書	2019年12月	和文：8部 英文：8部 仏文：5部 CD-R：3枚

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) 報告書の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2010年3月)」を参照する。

注3) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス留め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注4) 報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、外国語報告書の作成に当たっては、その表現には十分注意を払い、国際的に通用する外国語文(英語・仏語)により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画

2017年9月より国内作業、同10月より現地調査を開始する。なお下記工程は目安であり、エチオピア、コンゴ民主共和国の現地調査順序や時期（2017年度中の実施が望ましい）は、プロポーザルにて提案すること。なおエチオピアは首都を含む3都市を調査対象とするため21日程度、コンゴ民主共和国は首都のみ調査対象とするため14日程度を目安とする。

項目／期間	2017 年度			2018 年度				2019 年度		
	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q
国内作業	■				■			■	■	
現地調査		■			■	■				
(必要に応じて) ローカルコンサルタント調査				■	■	■	■			
ケニア・キアンブ郡スタディー・ツアー						■				
アフリカ住民啓発ガイドブック検討ワークショップ			□				□			
プラットフォーム年次会合				■				■		
本邦招へい					□				□	

#### 2. 業務量目途と業務従事者の構成

##### (1) 業務量目途 :

全体：約 21M/M

##### (2) 業務従事者の構成

総括／廃棄物管理計画（2号）

組織制度・財務分析（3号）

収集・運搬体制分析（3号）

最終処分場

住民啓発／業務調整

注) 調査団員構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。なお、住民啓発担当団員は、青年海外協力隊員と連携した情報収集・分析を行うため、青年海外協力隊員 OV であることが望ましい。

##### (3) 現地傭人

業務従事者の補助として、現地での傭上を必要に応じ認める。傭上を希望する場合は、業務内容についてプロポーザルに記載するとともに、本見積に計上すること。

#### (4) 便宜供与

執務スペース、ワークショップ開催のためのスペース等の便宜供与は無いため、必要に応じて会議室借上費等を活用してコンサルタントが手配する。

### 3. 配布資料及び参考資料

#### (1) 配布資料

- ・ JICA 地球環境部『アフリカ地域廃棄物分野における戦略的支援情報収集・確認調査最終報告書』、2013 年
- ・ アフリカのきれいな街プラットフォームの設立に関するマップト宣言（仮訳）、2017 年
- ・ アフリカのきれいな街プラットフォーム設立準備会合質問回答票、2017 年
- ・ UNDP, *Ethiopian Urban NAMA: Creating Opportunities for Municipalities to Produce and Operationalise Solid waste Transformation*, 2015
- ・ UN-HABITAT, *Technical Support to Solid Waste Management in Addis Ababa: Implementation of the Fukuoka Method*
- ・ UN-HABITAT, *Piloting Alternative and Sustainable Urban Solid Waste Management in Ethiopia: Implementation of the Fukuoka Method in Bahir Dar city*

#### (2) 参考資料

- ・ WEPA 『アジア水環境管理アウトロック 2015』、2015 年  
([http://wepa-db.net/pdf/2015outlook/WEPA\\_Outlook2015\\_japanese.pdf](http://wepa-db.net/pdf/2015outlook/WEPA_Outlook2015_japanese.pdf))
- ・ WEPA, *WEPA Outlook on Water Environmental Management in Asia 2015*, 2015  
([http://wepa-db.net/3rd/en/publication/2015\\_outlook/index.html](http://wepa-db.net/3rd/en/publication/2015_outlook/index.html))
- ・ JICA 『アフリカ廃棄物管理分野プロジェクト研究報告書』、2010 年  
([http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12010187\\_01.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12010187_01.pdf))、  
([http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12010187\\_02.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12010187_02.pdf))
- ・ JICA 『コンゴ民主共和国キンシャサ特別州都市復興計画調査』、2010 年  
([http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12008595\\_01.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12008595_01.pdf))
- ・ JICA 『環境教育ボランティア活動ハンドブック』、2011 年  
([http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1801.nsf/b9ebd9a793e2456249256fce001df569/4ad40d33f85b57e64925788d0010d8b2/\\$FILE/%E7%92%B0%E5%A2%83%E6%95%99%E8%82%B2%E3%83%9C%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%83%86%E3%82%A3%E3%82%A2%E6%B4%BB%E5%8B%95%E3%83%8F%E3%83%B3%E3%83%89%E3%83%96%E3%83%83%E3%82%AF.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1801.nsf/b9ebd9a793e2456249256fce001df569/4ad40d33f85b57e64925788d0010d8b2/$FILE/%E7%92%B0%E5%A2%83%E6%95%99%E8%82%B2%E3%83%9C%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%83%86%E3%82%A3%E3%82%A2%E6%B4%BB%E5%8B%95%E3%83%8F%E3%83%B3%E3%83%89%E3%83%96%E3%83%83%E3%82%AF.pdf))
- ・ JICA 『JICA の廃棄物管理分野の国際協力への取り組み』、2014 年  
([http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1801.nsf/b9ebd9a793e2456249256fce001df569/b8a2d0c00d762df44925774d0029a1ab/\\$FILE/JICA%E3%81%AE%E5%BB%83%E6%A3%84%E7%89%A9%E7%AE%A1%E7%90%86%E5%88%86%E9%87%8E%E3%81%AE%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E5%8D%94%E5%8A%9B%E3%81%B8%E3%81%AE%E5%8F%96%E3%82%8A%E7%B5%84%E3%81%BF2014%E5%B9%B4%E7%89%88ver2.0.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1801.nsf/b9ebd9a793e2456249256fce001df569/b8a2d0c00d762df44925774d0029a1ab/$FILE/JICA%E3%81%AE%E5%BB%83%E6%A3%84%E7%89%A9%E7%AE%A1%E7%90%86%E5%88%86%E9%87%8E%E3%81%AE%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E5%8D%94%E5%8A%9B%E3%81%B8%E3%81%AE%E5%8F%96%E3%82%8A%E7%B5%84%E3%81%BF2014%E5%B9%B4%E7%89%88ver2.0.pdf))
- ・ Public-Private Infrastructure Advisory Facility, *PPIAF Assistance in the Democratic Republic*

of Congo

(<http://documents.worldbank.org/curated/en/321951468018575158/pdf/756060PPIAF0As00Box374359B00PUBLIC0.pdf>)

- Kasuku Wanduma, N Mwabi, K Lulali, C Mulaji, V Mudogo, M Malumba and C Bouland, *The Problem of Management of Hospital Waste in the DR Congo: A Vacuum in the Normative and/or Legal Aspect to be Filled*, Juniper Online Journal of Public Health, 2017 (<https://juniperpublishers.com/jojph/pdf/JOJPH.MS.ID.555571.pdf>)

#### 4. その他留意事項

##### (1) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

##### (2) 現地再委託

本調査については、7.（6）以外の業務も経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント等に再委託して実施することを認める。コンサルタントは、7.（6）以外に想定される現地再委託業務がある場合は、プロポーザルにて理由や想定される再委託先を記載して提案するとともに、本見積として計上すること。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2012年4月版）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

##### (3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当現地の治安状況については、JICA事務所、日本大使館から十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、当現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

現地作業期間前には、旅行日程・滞在先・連絡先等をたびレジに登録し、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、緊急連絡などが受け取れる体制を取ること。

##### (4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上

